

七六	五	四	三	二	一	条件等	平成十六年八月二十日	省令第三十号	国債の発行等	財務省告示第三百七十九号
最低額面金額	発行額	発行方法	振替法の適用等	法律及びその根拠	名称及び記号	を次のとおり告示する。	平成十六年八月二十四日	第三十号	発行等	告示第三百七十九号
二百億六千六百万円	二百億六千六百万円	公債の発行の特例等に関する法律第二十一条に基づき、	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	十四号）第四十一条及び平成十六年八月二十日	利付国庫債券（五年）（第三十七	財務大臣 谷垣 禎一	（昭和五十七年大蔵	（昭和五十七年大蔵	（昭和五十七年大蔵	（昭和五十七年大蔵

八 振 額 替 単 位

九 募 發 集 行 価 格 日

十 利 率
一 経 過 利 子
二 の 払 込 み

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十六年八月二十五日額面金額百円につき百円三十三銭

(一) 年 八パーセント

日本郵政公社総裁は、払込金額に日本郵政公社の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十三 初期利子

平成十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき

十 九	十 八	十 七	十 六	十 五		十 四
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子

平 成 十 六 年 八 月 二 十 五 日	十 六 年 八 月 十 九 日 ま で	平 成 十 六 年 八 月 十 七 日 か ら 平 成	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 二 十 一 年 六 月 二 十 日	る 利 子 を 支 払 う 。	い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す	日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お	毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十
---	--	--	------------------	---	---	--------------------------------------	--	--	--

$$\frac{\text{償還金}}{100} \times 0.8 \times 1$$

は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。